

●香川県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、丸亀市選挙管理委員会から平成24年4月1日に所在地の変更及び指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することができる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
丸亀市	略		丸亀市	略	
	丸亀市金山文化センター	丸亀市川西町南679番地10		丸亀市金山文化センター	丸亀市川西町南654番地1
	略			略	
	丸亀市富士見館	略		丸亀市富士見館	略
	丸亀市飯山北コミュニティセンター	略		丸亀市飯山北コミュニティセンター分館	丸亀市飯山町川原1112番地1
略		丸亀市飯山北コミュニティセンター	略		
略		略			
略		略			